

## 岐阜県食品安全対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県民と協働して食の安全を確保するため、幅広く県民の意見を聴取し、施策に反映することを目的として、岐阜県食品安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 県内に流通する食品の安全確保に関する事項
- (2) 消費者が安心して購入できる食品の表示に関する事項

### (構成員)

第3条 協議会は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから岐阜県健康福祉部長(以下「健康福祉部長」という。)が指名する。

- (1) 岐阜県議会議員（岐阜県議会厚生環境委員会委員長とする）
- (2) 消費者の代表
- (3) 生産者の代表
- (4) 流通業者の代表
- (5) 学識経験者

3 委員の任期は2年とし、再任については、連続では3期まで、かつ、通算では10年までとする。

4 委員が任期中途で退任した場合は、健康福祉部長は第2項に掲げる者のうちから補欠委員を指名することができることとし、その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長1名、副会長1名を置き、委員のうちから健康福祉部長が指名する。

2 会長は、協議会の会議を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、健康福祉部長が招集する。

### (関係者の出席)

第6条 協議会において必要があると認めるときは、健康福祉部長は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、岐阜県健康福祉部生活衛生課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成14年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成16年8月20日から施行する。
- 2 平成16年8月20日付けで任命する委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年7月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成25年3月14日から施行する。ただし、第3条第1項は平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正時点(平成25年3月14日)における委員、会長及び副会長については、改正後の要綱の相当規定により健康福祉部長が指名したものとみなす。